陳　情　番　号	陳情第７号
件　　　　　名	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情
受 付 年 月 日	令和７年８月２５日
回 付 委 員 会	総務委員会

（陳情要旨）

全国各地の自治体において、労働組合（職員団体を含む。以下「労組」という。）への加入及び加入の継続や、庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為に対して、職員が心理的圧力を感じているとの実態が報告されている。

第１に、労組への加入等の問題については、職場内における空気や先輩職員からの無言の働きかけなどにより、自治労や自治労連等の労組に加入して当然との認識が根づいている例が見受けられる。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入や脱退を判断する自由が実質的に尊重されていないとの懸念がある。

例えば、自治労は令和５年時点で全国平均約６３％の高い加入率を維持しており、岐阜市役所では１，７５８人が加入しているとの調査結果がある。加入後は、給与の約２％、平均４，０００円から６，０００円程度が毎月組合費として引き落とされ、２０年加入すれば約１２０万円にも及ぶ計算となる。これほどの個人負担が伴うことから、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきである。

しかしながら、現場では、労組の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されている。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、一度加入すると脱退しにくいとして加入の継続を余儀なくされているとの声も少なくない。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されている。

加えて問題なのは、当該労組が特定の政党及び政治家への資金的または人的支援を行っているケースである。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包している。

第２に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題について、庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、議員からの働きかけは断りづらい、断れば業務上の不利益を被るのではないかといった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的、経済的負担を強いている現状がある。

実際に全国３３自治体で調査が実施されたが、管理職の平均約５７％が、心理的圧力を感じたと回答している。例えば、令和６年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の約７９％が心理的圧力を感じたと答えている。さらに、現在購読中の職員においても、購読をやめたいが断りづらく購読を続けているとの声がある。令和７年の山形市の調査では、心理的圧力を受けて購読した１９人のうち、１８人が購読を「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答しており、勉強になるから購読を続けるとの回答は僅かに１人だけであった。自由意志による購読という建前とは裏腹に、実際は、意に反した購読が庁舎内で放置されている。

実際に、これらの問題に対応するため、８５もの地方議会において、庁舎内での政党機関紙の購読の勧誘、配達、購読料の集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択された。特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が庁舎管理規則に反して行われているのではないかという疑念について

は、全国の自治体調査や議会質問で度々指摘されている。加えて、職員が支払う購読料が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題である。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに、行政の健全性や中立性を損なう危険性がある。令和２年６月にいわゆるパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっている。令和７年６月現在、全国１２１自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められる。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また、業務上、不当な心理的圧力から保護されるよう求めるものである。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという極めて建設的な提案であると確信している。

以上のことから、まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討について、下記のとおり要望する。

記

１　自治労、自治労連等の労組への加入及び加入の継続に当たり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また、加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って調査、確認すること。

２　庁舎内における地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また、勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って調査、確認すること。

３　上記の調査により、心理的圧力や経済的、精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じること。

（資料掲載略）

結　　　　果	令和７年９月２２日 内容を了知する。